

OSP TOP NEWS

BUSINESS INFORMATION

社内情報
'07.vol. 125
<http://www.osp.co.jp>

著作物を保護しよう

印刷と著作権

印刷にかかわる営業、制作担当の方々には著作権等の知識は必須です。誤った対応によりトラブルを発生させないようにしなければなりません。正しい知識や情報をしっかりと把握しておきましょう。

関連バックNo. vol. 21.22 「知的財産権特集」を参照ください。



■ **著作権**とは 創造物(制作物)すべてが持っているそのものを制作(創造)したものに与えられる権利です。この権利は自動的に発生し、侵害した場合は著作権法に基づき罰せられます。起訴された場合には懲役、罰金の可能性があり、民事の場合は損害賠償などを請求されることがあります。

届け出は不要



自動的に発生



イラスト・画像



筆文字・タイトル・キャッチコピー



PC・ソフト



グラフ・地図

ひとつのラベルにもこんなに著作権が...

身の回りのすべての制作物に著作権があります。制作した時に必ず生まれます。自分の制作物を勝手に他人に使われない為の権利です。シールラベルなどのパッケージは様々な制作物から成り立っています。

- **コピー** キャッチコピーなどの文言
- **商品名** タイトル名やその書体
- **写真画像** 風景や調理・素材などのPhoto
- **キャラクター** 商品化されているキャラクターなど
- **イラスト** オリジナルからフリー素材なもの
- **デザイン** レイアウトなどの構成



著作権の侵害例

1. 他人の創作物を許可なく変更する行為

ダウンロードした素材等を他の素材と組み合わせたり、少し手を加えて許可なく公開や配布する行為。



2. 自分で制作しても他人の創造物をまねて制作したものを許可なく公開、配布する行為

例: 版權物(商品化されているキャラクターなど)をまねて描いて、ホームページなどで公開や再配布する行為。(特に再配布は大きな問題になる場合があります)



著作権のあるキャラクターを無許諾で入れて、式場で印刷ラベルを配布しました。

侵害しないためには

- ☞ **オリジナルな素材を制作** 100%オリジナルの素材を作るようにしましょう。制作するうち知らずに他の著作物と似てしまう可能性がありますが、少しでもオリジナルな部分を入れるように心がけましょう。まずは自分ですべて考え制作することが不難です。
- ☞ **必ず使用の許可を得る...** 著作物を使用する場合は、相手に使用や加工の主旨を説明し、許可をとって使しましょう。
- ☞ **利用規程を確認する.....** 使用範囲や再加工・再配布などの項目を利用規程で設定していることがあります。項目の一つでもふれると著作権侵害になりますので、利用規程に従って素材を使用するようにしましょう。